

船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所 _____

申請者（保護者） 氏名 _____

電話番号 () _____

施設等利用給付認定の内容について変更したいので、次のとおり申請します。

1. 変更前の認定内容について（現在の認定内容をご記入ください。）

施設等利用給付認定番号											
施設等利用給付認定保護者	住所 〒 _____					電話番号	自宅 () _____				
							携帯（父） () _____				
							携帯（母） () _____				
	①	フリガナ _____				②	フリガナ _____				
	氏名 _____					氏名 _____					
	生年月日 年 月 日					生年月日 年 月 日					
	個人番号 (マイナンバー) _____					個人番号 (マイナンバー) _____					
小学校就学前子ども	フリガナ _____					個人番号 (マイナンバー) _____					
	氏名 _____										
	生年月日 年 月 日					続柄 _____					
小学校就学前子どもの区分					<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定 <input type="checkbox"/> 3号認定						

2. 変更を希望する事項について（希望する変更後の内容をご記入ください。）

<input type="checkbox"/> 小学校就学前子どもの区分	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定 <input type="checkbox"/> 3号認定
<input type="checkbox"/> 事由	(変更した者) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 下の子の育児休業（休暇）
<input type="checkbox"/> 認定を希望する日	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 施設等利用給付認定の有効期間	令和 年 月 日 まで
<input type="checkbox"/> 世帯の市民税課税状況	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税
変更を希望する理由	

(裏面もご確認ください)

(船橋市記入欄)

個人番号確認					備考
申請者身元確認 (父 母)	(父)番号確認	(母)番号確認	(子)番号確認	(祖父母)番号確認	
免・パ・手帳(身・精・療)・ 在留・永住 医保・年金・児童手当・ 児童扶養手当 その他	マ・通・住・住記 その他	マ・通・住・住記 その他	マ・通・住・住記 その他	マ・通・住・住記 その他	
()	()	()	()	()	

船橋市施設等利用給付認定の変更申請に関する確認事項

※以下の確認事項をよくお読みの上、ご申請ください。

給付認定の確認事項		チェック欄
1	認可外保育施設や幼稚園の一時預かり事業等を利用する方が無償化を受けるためには、2号・3号での給付認定を受ける必要がありますので、申請の際には「保育を必要とする事由」を確認します。	<input type="checkbox"/>
2	変更申請の可否結果は文書で通知します。書類の内容不備などにより認定できない方に対しては、その理由を添えた書面をお送りします。	<input type="checkbox"/>
3	給付認定（2号・3号）の有効期間は「保育を必要とする事由」により異なります。認定期間が終了した場合、私学助成幼稚園の利用者様につきましては1号認定に切り替わります。	<input type="checkbox"/>
4	給付認定の申請は必ず施設のご利用開始前に行ってください。事前に認定を受けていなかった場合、有効な認定がなされるまでの間、無償化の対象外となります。	<input type="checkbox"/>
5	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	<input type="checkbox"/>
6	妊娠・出産を理由としての認定期間は、出産予定月の前2か月（多胎妊娠の場合のみ前4か月）から、出産後56日目を迎えた月の末日までとなります。引き続き認定を受けるためには、別の事由が必要となります。	<input type="checkbox"/>
7	育児休業（休暇）明けで、就労の要件で申請する場合、復職日により認定可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に記入してもらうか、勤務先から育児休業（休暇）証明書を取得してください。	<input type="checkbox"/>
8	給付認定事務において必要となる場合、個人番号（マイナンバー）等により該当年度の市区町村民税の課税情報を取得することがあります。他にも、以下の連携機関から資料を取得することがあります。 【連携機関・資料の例】※他市区町村を含む 戸籍住民課（戸籍、住民票）、生活支援課（生活保護証明書）等	<input type="checkbox"/>
9	施設等利用費の認定、支給、施設利用情報等について、庁内他部署・官公署・施設・事業者と相互に情報共有することがあります。	<input type="checkbox"/>
10	認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	<input type="checkbox"/>

給付認定の申請にあたり、申請書の提出をもって上記事項に同意があったものとみなします。